

# 「かきまるくん」デザイン使用許諾要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が禪寺丸柿をモチーフとしたキャラクター「かきまるくん」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領においてデザインとは、「かきまるくん」デザイン利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づくものをいう。

## (デザインの提供)

第3条 キャラクター「かきまるくん」（以下「キャラクター」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、柿生中央商店会（以下「商店会」という。）が有する。川崎市長（以下「市長」という。）は、商店会との『かきまるくん』に係る著作物の利用の再許諾に関する覚書（平成26年2月10日締結）に基づき、禪寺丸柿の広報を目的として、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体に対してデザインのデータを提供する。

## (使用手続き)

第4条 デザインを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、「かきまるくん」デザイン使用許諾申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする申請者は、次の書類を添えて、申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人・団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料（申請者が法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) 使用態様がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、使用を許諾し、又は不許諾とするときは、「かきまるくん」デザイン使用許諾・不許諾通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用の許諾にあたっては、必要な条件を付すことができる。

4 前項により許諾するデザインの使用期間は、使用開始日の属する年度末までを最長とする。ただし、「『かきまるくん』に係る著作物の利用の再許諾に関する覚書(平成26年2月10日締結)」の有効期間内とする。

(使用を許諾しない場合)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体の売名に使用しようとする場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) デザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクター又は禅寺丸柿の品位を傷つけるおそれがある場合
- (8) デザインの著しい変形、その他定められた利用方法によって使用しないおそれがある場合
- (9) その他市長が適当でないと認める場合

(遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用の許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、ガイドラインに定めることを遵守しなければならない。

(無償)

第7条 デザインの使用は、無償とする。

(使用の許諾の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 使用者が第6条の遵守事項に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他デザインの利用継続が不適当であると認められた場合

2 市は、前項の規定による許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第9条 この要領による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利の付与を行うものでない。

2 この要領による許諾は、商品、使用者等について市又は商店会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 市は、この要領による許諾の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害の責任)

第11条 市は、デザインの使用を許諾したことによる起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市又は商店会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(所管)

第12条 この要領の所管は、麻生区役所企画課とする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は市長が定める。

## 附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。